
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（ステップ 4）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、営業債権、契約資産並びにリース債権に適用される減損モデルに関する論点（単純化したアプローチ）については、ステップ 5 において検討を予定している。また、本資料はステップ 4 を採用する金融機関が保有する債権に焦点を当てており、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の目的を再確認したうえで、ステップ 4 に関する審議の進め方として次のことを提案した。
 - (1) IFRS 第 9 号を出発点として、これまでステップ 2 及びステップ 3 に関して審議してきた論点のうち、「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出する。
 - (2) 上記(1)で抽出された論点に関して、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して

取り入れるかについて議論を行う。その際、「適切な引当水準を確保」する観点から、国際的な会計基準との比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように IFRS 第 9 号の定めを一部見直して取り入れることによる影響をあわせて検討する。

4. 前項(1)に関して、第 515 回企業会計基準委員会等では、まず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。
 - (1) 債権単位での SICR の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
5. また、第 208 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 12 日開催）では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²に出席いただき、前項の論点に関してご意見を伺った。
6. 本資料では、ステップ 4 において検討するとした論点のうち、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定に関して、関連する IFRS 第 9 号の定めを確認のうえ、ASBJ 事務局による分析及び提案をお示しする。

III. 関連する IFRS 第 9 号の定め

7. SICR の判定に関する基本的な考え方として、IFRS 第 9 号では次のとおり定められている。

IFRS 第 9 号 5.5.9 項

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著し

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として検討することを予定している。

² 第 208 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見を伺った。

く増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

IFRS 第9号 B5.5.2 項

全期間の予想信用損失は、一般的に金融商品が期日経過となる前に認識されると予想される。通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の遅行性要因（例えば、条件変更又はリストラクチャリング）が観察される前に増大している。したがって、期日経過の情報よりも将来予測的な合理的で裏付け可能な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、それを信用リスクの変動を評価するために用いなければならない。

8. また、IFRS 第9号では「合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない」とされている一方、期日経過に関する次の反証可能なみなし規定が置かれている。

IFRS 第9号 5.5.11 項（一部抜粋）

企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の支払の期日経過が30日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないという、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる。契約上の支払の期日経過が30日超となる前に、企業が信用リスクの著しい増大があったと判断する場合には、この反証可能な推定は適用されない。

9. さらに、IFRS 第9号 B5.5.15 項では「企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な検索を行う必要はない。」と定められており、企業が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な範囲で合理的で裏

付け可能な情報を考慮することとされている。

IV. ASBJ 事務局による分析

ステップ4の取扱いに関する検討の方向性

10. 債権単位での SICR の判定に関して、ステップ2では国際的な比較可能性を確保することを重視する観点から、SICR の判定に関する IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れるとともに、債務者単位をベースとした我が国における現行の信用リスク管理実務と親和的で、かつ、SICR の判定対象を絞り込むことで実務負担を軽減した適用イメージを「企業会計基準等の補足文書³」で示すことを提案し、特段の異論は聞かれなかった⁴。
11. この点、債権単位での SICR の判定に関して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者から聞かれた主な意見は次のとおりである。
 - (1) 債務者単位での期末時点の信用リスクに基づく償却・引当実務が定着しており、これは地域金融機関での融資実態に即したリスク管理であると考えている。このため、債権単位での相対的アプローチによる判定が求められる場合には、現行の実務を抜本的に見直す必要があり、データの整備・保存やシステム構築等、多大な労力とシステム投資が発生し、影響は甚大であると考ええる。
 - (2) 前項を踏まえ、期末時点での債務者単位での債務者区分又は債務者格付に基づく絶対的アプローチを許容していただきたい。
12. 前項に記載したステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者から聞かれた意見を踏まえ、ステップ4では、「実務負担に配慮」する観点から、IFRS 第9号の債権単位の相対的アプローチをそのまま取り入れるのではなく、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用することが考えられる。
13. ここで、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関においても、信用リスク管理や信用リスクに応じた金利設定等の観点から、法人向けの貸付金(与信)を中心に債務者単位での内部信用格付けを設定・付与し、每期見直していると考えられ

³ これまでの審議では「規範性のない教育文書」としていたが、2023年11月15日に「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が改正されたことを踏まえて変更している。

⁴ 詳細は、審議事項(4)-3 参考資料を参照いただきたい。

る。これを踏まえて、ステップ4では報告日時点における内部信用格付けを最大限利用してSICRの判定を行うことが考えられる。

14. 以降では、報告日時点における内部信用格付けを利用してSICRの判定を行うことを認めることを前提に、どのような場合にSICRが生じているとみなすかに関して検討を行う。
15. なお、期日経過の情報が唯一の利用可能な借手固有の情報であることから期日経過情報のみを用いて信用リスクの管理を行っているような債権等（以下「期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等」という。）については、詳細な内部信用格付けを設定していない可能性があるため、本資料第48項から第51項において別途検討を行う。

SICRが生じているとみなす状況に関する検討

16. ステップ4を採用することが見込まれる金融機関における信用リスク管理に関して、多くの金融機関では規制当局による金融機関の検査の基本的な考え方が示されていた金融検査マニュアルを踏まえた金融資産の信用リスク管理（資産の自己査定）実務が長年行われており、2019年12月に金融検査マニュアルが廃止された後も、これらに基づく信用リスク管理が継続されていると考えられる。具体的には、次の債務者区分を基礎とする信用リスク管理が実務上行われていると考えられる。
 - (1) 正常先
 - (2) 要注意先（要管理先とその他の要注意先を区分している場合もある。）
 - (3) 破綻懸念先
 - (4) 実質破綻先
 - (5) 破綻先
17. 前項に記載した信用リスク管理を前提として、まず「実務負担に配慮」する観点から、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用するように、以降では、債務者区分ごとに、SICRが生じているか否かについてどのようにみなすべきか検討を行う。なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先（以下「破綻懸念先等」という。）については、まとめて検討を行う。

（「実務負担に配慮」する観点からの分析）

正常先

18. 現状において債務履行の確実性が高いまたは十分とされる債務者については、正常先に区分されると考えられる。この場合、SICRが生じていないとみなすことに問題はないと考えられる。
19. 一方、正常先であっても要注意先に格下げするかどうかの慎重な判断が要求されるような低い（信用リスクが高い）内部信用格付けが付されている場合、債務者の業況悪化や債務者が属する業界環境の変化等により当初認識時（貸出時）に付与された内部信用格付けからの格下げがなされており、SICRが生じているとみなすことが考えられる債権等が含まれている可能性があると考えられる。
20. しかしながら、このような信用格付区分に含まれる債権等の中には、創業から間もないなどの理由により当初貸付時から同一の信用格付区分である場合があり、そのような場合にはSICRが生じていないと考えられる。
21. このように正常先のうち低い内部信用格付区分にはSICRが生じているとみなすことが考えられる債権とSICRが生じていないと考えられる債権が混在している状況にあると考えられる。このため、正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等については一旦SICRが生じているとみなしつつ、反証可能とすることが考えられる。
22. このように、正常先は原則としてSICRが生じていないとみなしつつ、正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等についてSICRが生じているという反証可能なみなし規定を設けるというアプローチを採用することにより、債権単位で貸出当初（当初認識時）からの信用リスクの変動を把握することによる実務負担が大きいとして一定の配慮を求める意見に対応して、一定程度「実務負担に配慮」することができると考えられる。
23. 仮に本資料第21項に記載した正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等については一旦SICRが生じているとみなしつつ反証可能とする方向で検討を進める場合、次の事項について整理することが考えられる。
 - (1) 正常先のうち低い内部信用格付区分の定義
 - (2) 反証方法
24. 前項(1)の「正常先のうち低い内部信用格付区分の定義」については、別途検討を予定している。
25. 本資料第23項(2)の「反証方法」について、IFRS第9号の定めに従い、債権単位で相対的アプローチによりSICRが生じていないことを証明する場合には当然に反証

できると考えられる。さらに、正常先のうち低い内部信用格付区分には SICR が生じているとみなすことが考えられる債権と SICR が生じていないと考えられる債権が混在している状況にあると考えられることを踏まえて、正常先のうち低い内部信用格付区分については、債権グループ単位で定性的又は定量的な評価を利用した反証方法を認めることが考えられる。

26. ここで、仮に債権グループについて定性的又は定量的な評価を利用して反証する方法について検討を進める場合には、その具体的な方法を検討する必要があると考えられる。この点、実務において適用することが考え得る具体的な方法について、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員にご意見を伺いたいと考えている。

要管理先を除く要注意先

27. 業績が低調ないしは不安定、又は財務状況に問題があるといった債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要するとされる債務者については、要注意先に区分されると考えられる。このうち、債権等の全部又は一部が貸出条件緩和債権又は 3 か月以上延滞している債権等（以下「要管理債権」という。）である債務者については要管理先として、その他の要注意先（以下「要管理先を除く要注意先」という。）と区分している場合があると考えられる。
28. 要管理先を除く要注意先については、前項のとおり、業績が低調ないしは不安定、又は財務状況に問題があるといった債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する債務者が区分されると考えられる。この場合、このような区分に含まれる債権等については、SICR が生じているとみなすことができると考えられる。
29. 一方、要管理先を除く要注意先の区分に含まれる債権等のなかには、社会的な要請により当初貸付時から同一の信用格付けである場合等があり、そのような場合には SICR が生じていないと考えられる。ただし、当初貸付時から当該区分に含まれる債権等は、業績が低調ないしは不安定又は財務状況に問題があるといった債務履行に関する問題が顕在化している状況にある債務者に対して新たな貸付けを実行することで生じるものであることから、個々の事情や状況を踏まえて取引ごとに貸付の実行可否に関する判断がなされていると考えられる。このため、このような区分に含まれる債権等については SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とすることが考えられる。

要管理先

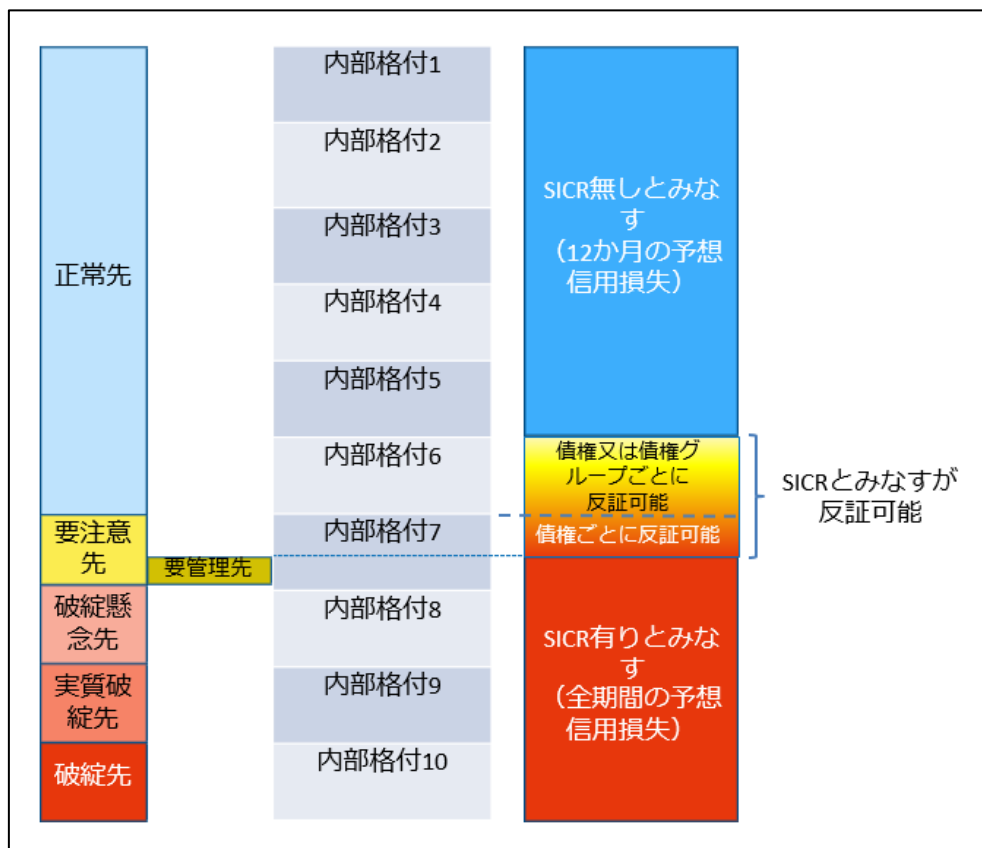
30. 本資料第 27 項のとおり、債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要するとされる債務者であって、当該債務者に対する債権等の一部または全部が要管理債権である場合には、要管理先に区分されると考えられる。
31. この場合、期日経過や条件変更といった IFRS 第 9 号で示された借手固有の遅行性要因がすでに観察できる状況にあると考えるため、要管理先については SICR が生じているものとみなすことが考えられる。

破綻懸念先等

32. 現状、経営破綻の状態にはないが経営難の状況にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きいとされる債務者については、破綻懸念先に区分されると考えられる。また、実質的に経営破綻に陥っているとされる債務者については実質破綻先に、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者については破綻先に区分されると考えられる。この場合、破綻懸念先等については SICR が生じているものとみなすことが考えられる。

(小括)

33. 以上の検討をまとめると、ステップ 4 では、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し、報告日時点における内部信用格付けを利用して SICR の判定を行うことを認めることが考えられる。具体的な適用イメージは次のとおりである。



（「適切な引当水準を確保」する観点からの分析）

34. 上述の SICR の判定方法に関して、以降ではステップ 4 の「適切な引当水準を確保」する観点からの分析を行う。

正常先（低い内部信用格付区分を除く）

35. 「実務負担に配慮」する観点からの分析では、低い内部信用格付区分を除く正常先に区分される債権等については、SICR なしとみなすことが考えられるとしている。
36. このような債権については、現状において債務履行の確実性が高いまたは十分であると判断されていると考えられる。また、債務履行に影響を与える可能性のある情報を入手した場合には、正常先のうち低い内部信用格付区分に格下げされることになると考えられる。このような状況を踏まえると、低い内部信用格付区分を除く正常先について SICR が生じていないとみなしたとしても、IFRS 第 9 号の原則的な方法に基づく引当水準と大きく異ならないと考えられる。

正常先のうち低い内部信用格付区分

37. 「実務負担に配慮」する観点からの分析では、正常先のうち低い内部信用格付区分

に含まれる債権等については一旦 SICR が生じているとみなしつつ、債権又は債権グループ単位で反証可能とすることが考えられるとしている。

38. この場合、ステップ4の「適切な引当水準を確保」する観点からは以下のとおり考えられる。

(1) 正常先のうち低い内部信用格付区分には SICR が生じているとみなすことが考えられる債権と SICR が生じていないと考えられる債権が混在している状況にあると考えられることから、反証しない場合には IFRS 第9号の原則的な方法と比べて引当水準が高くなる可能性があると考えられる。

(2) この点、債権単位で相対的アプローチにより SICR が生じていないことを証明した場合には、IFRS 第9号の原則的な方法と同じ引当水準になると考えられる。

また、債権グループ単位で定性的又は定量的な評価を利用して反証する場合、定性的又は定量的な評価の方法によっては IFRS 第9号の原則的な方法に基づく引当水準と大きく異なる可能性があると考えられる。

要管理先を除く要注意先

39. 「実務負担に配慮」する観点からの分析では、要管理先を除く要注意先に区分される債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とすることが考えられるとしている。

40. IFRS 第9号では、「通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の遅行性要因（例えば、条件変更又はリストラクチャリング）が観察される前に増大している。」と定められている。このため、要管理先を除く要注意先に区分される債権等について SICR が生じているとみなしたとしても、IFRS 第9号の原則的な方法に基づく引当水準と大きく異なる可能性があると考えられる。

41. ただし、このようなみなし規定を定めた場合、当初貸付時から同一の信用格付けである債権等については、IFRS 第9号の原則的な方法を採用した場合には SICR は生じていないと判断される可能性があると考えられる。

42. 以上のことから、このような債権等については、SICR が生じているとみなしたとしても IFRS 第9号の原則的な方法に基づく引当水準と大きく異なる可能性があると考えられるものの、債権単位で反証可能とすることによって、より適切な引当水準になると考えられる。

43. この点に関連して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者から

は、次の意見が聞かれている。

(1) 現行基準⁵では、要管理先を除く要注意先について信用リスクを見積る期間は1年とされている点も考慮いただきたい。

44. IFRS 第9号では、SICRが生じている場合には全期間の予想信用損失を認識することが求められている。ここで、現行の日本基準を踏襲し信用リスクを見積る期間を1年とすることを認めた場合、IFRS 第9号の原則的な方法と比べて引当水準が過小となる可能性があると考えられる。このため、要管理先を除く要注意先に区分される債権等については、全期間の予想信用損失を認識することが必要と考えられる。

要管理先及び破綻懸念先等

45. 要管理先及び破綻懸念先等に区分される債権等については、債務履行に関する問題が顕在化しており、またIFRS 第9号で示された借手固有の遅行性要因がすでに観察できる状況にあると考えられることから、SICRが生じているとみなしたとしてもIFRS 第9号の原則的な方法と同じ引当水準になると考えられる。
46. なお、本資料第44項に記載した要管理先を除く要注意先に関する議論と同様、要管理先に区分される債権等について現行の日本基準を踏襲し信用リスクを見積る期間を3年とすることを認めた場合、IFRS 第9号の原則的な方法と比べて引当水準が過小となる可能性があると考えられる。このため、要管理先に区分される債権等についても、全期間の予想信用損失を認識することが必要と考えられる。

小括

47. 以上の状況を踏まえると、本資料第33項にまとめたSICRの判定方法は、ステップ4の「適切な引当水準を確保」する観点からも問題ないと考えられる。

期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等に対するSICRの判定

48. 銀行等金融機関では、住宅ローンや消費者ローンなどの定型化された金融商品に関しては、金融商品の性質や債務者の特性等を踏まえて、詳細な内部信用格付けを設定せずに主に期日経過情報に基づいて信用リスク管理を行っている場合があると考えられる。
49. IFRS 第9号では、期日経過の情報が唯一の利用可能な借手固有の情報である場合には期日経過の情報を用いてSICRの判定を行うことを認めている（IFRS 第9号

⁵ 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」第24項（注3）

5.5.11 項、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」B8I 項)。また、IFRS 第 9 号では、契約上の支払の期日経過が 30 日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能なみなし規定を定めている。

50. この点、ステップ 2 では前項の IFRS 第 9 号の定めについても取り入れることを提案しており、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においても、これらの定めに基づいて SICR の判定を行うことで現行の信用リスク管理実務と親和性のある対応を行うことができると考えられる。
51. このため、期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等に対する SICR の判定については、ステップ 4 において個別の定めを設けるのではなく、ステップ 2 と同様に日本基準に取り入れるとしている本資料第 49 項に示す IFRS 第 9 号の定めに基づいて SICR の判定を行うことが考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

52. 以上の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、SICR の判定に関して、ステップ 4 では、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し、次のとおり取り扱うことが考えられるかどうか。

- (1) 正常先に対する債権等は原則として SICR が生じていないとみなすが、正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権又は債権グループごとに反証可能とする。
- (2) 要管理先を除く要注意先に対する債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。
- (3) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICR が生じているものとみなす。

なお、正常先のうち低い内部信用格付区分の定義については別途検討を予定している。

53. また、正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等に関して、債権単位での相対アプローチによる反証のほか、債権グループ単位で定性的又は定量的な評価を利用した反証方法を認めることが考えられるかどうか。

仮に上述の反証方法を認める場合には、実務において適用することが考え得る具

体的な方法についてご教示いただきたい。

54. 期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等に対する SICR の判定については、ステップ 4 において個別の定めを設けず、ステップ 2 と同様に日本基準に取り入れるとしている本資料第 49 項に示す IFRS 第 9 号の定めに基づいて SICR の判定を行うことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 52 項及び第 54 項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。
- ② 本資料第 53 項の正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等に関して、債権単位での相対アプローチによる反証のほか、債権グループ単位で定性的又は定量的な評価を利用した反証方法を認めることについてご意見を伺いたい。
仮に上述の反証方法を認める場合、実務において適用することが考え得る具体的な方法についてご教示いただきたい。

以 上